

新型コロナウイルス関係 3.5③

令和2年3月5日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
神奈川県健康医療局保健医療部健康危機管理課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について (周知)

日頃から、本県の健康医療行政の推進に、格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、令和2年2月21日付で厚生労働省医政局総務課から標記の事務連絡が発出され、県内医療関係者への周知が求められております。

令和2年2月25日付で国の基本方針が策定されたところであり、感染拡大を防ぎ、感染の流行を早期に終息させるためには、徹底した対策を講じる必要があります、特に、今後1～2週間が重要な時期とされております。

こうした中、県庁内では、2月26日から3月15日までの期間を対象に、感染拡大を防止するための対策に重点的に取り組むこととし、別添「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を決定したところです。

問合せ先

- ・通知に関すること
医療整備グループ
電話 (045)210-4874
- ・新型コロナウイルス感染症への対応に関すること
感染症対策グループ
電話 (045)210-4793



新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

令和2年2月26日

新型コロナウイルス感染症については、2月25日付けで国の基本方針が示されたところだが、感染拡大を防ぎ、感染の流行を早期に終息させるためには、徹底した対策を講じる必要がある。

特に、国の専門家会議においては、感染拡大のスピードを抑制するためには、これからの1～2週間が瀬戸際になるとの認識であり、県としても、感染拡大の防止に向けて極めて重要な時期と考えている。

そこで、本県として、本日から3月15日までの期間を対象に、早急に以下の対策に取り組むこととし、基本方針を定める。

1 職員向け対策

- 感染拡大防止に向けて、全職員がテレワーク・時差出勤・年休取得を実施
 - ・ テレワークは、所属長判断で、最大、職員の5割までが実施可能とする。
 - ・ 県民対応等の状況でテレワークが困難な場合にあっても、拡大時差出勤や年次休暇（時間休を含む）取得により、オフピーク通勤等を実施する。
 - ・ こうした各職場に応じた柔軟な対応を実施することで、全職員が感染拡大の防止に努める。

2 県立学校向け対策

- 県立学校における幼児・児童・生徒の安全安心を確保するという観点から、まん延防止に向けて、学校行事の原則延期、中止等の必要な措置を講じる。
 - 別添資料1「新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針について」（令和2年2月26日付け通知）
 - 別添資料2「児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応について」（令和2年2月26日付け通知）

3 イベント等の実施の扱い

別添資料3「イベント等の実施の扱い」

4 来庁者への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

問合せ先

【1、4】	総務局副局長兼総務室長	河鍋	電話 045-210-2101
【2】	教育局副局長	田代	電話 045-210-8005
【3】	知事室広報戦略担当課長	大塚	電話 045-210-3650
	くらし安全防災局管理担当課長	青木	電話 045-210-3411